

平成18年分確定申告

平成18年分確定申告書受付期間

所得税 ⇒ 平成19年2月16日(金)～平成19年3月15日(木)

消費税及び地方消費税 ⇒ 平成19年1月4日(木)～平成19年4月2日(月)

申告と納税は期限内に確実に！

確定申告をする必要のある方が期限内に申告・納税をしなかった場合、後で不足の税金を納めていただくだけでなく、加算税や延滞税も納めていただく場合があります。

申告書の提出前には内容や添付書類の確認を！

申告書等を提出される前に、次の点などについて、もう一度確認しましょう。

- ①申告される方の住所・氏名は、記入されていますか？
- ②押印はされていますか？
- ③申告し忘れている所得はないですか？
- ④控除対象とならない方を扶養（配偶者）控除に含めていませんか？
- ⑤計算誤りはないですか？（特に定率減税の適用もれにご注意ください）
- ⑥書類の提出や添付はすべてされましたか？ など

年末調整や年金の支払報告で、すでに扶養親族として申告してある人を、別の人が扶養親族として申告する誤りが多く見られます。

※正しい申告が期限内に行われなかった場合には、修正申告書を提出していただくことになり、後で不足の税金を納めていただくだけでなく、加算税や延滞税も納めていただく場合がありますのでご注意ください。

ご利用ください

- 町の確定申告相談……町内での申告相談を日程表（町民カレンダー2月号裏面に記載）のとおり実施します。
※今回から会場を一部統合しています。皆様のご理解とご協力をお願いします。
- 農業所得の収支計算…南越前町ホームページで簡単に計算書が作成できるソフトを掲載しています。

消費税のお知らせ

平成18年分の課税売上高が1,000万円を超える方へ

平成20年分の消費税の課税事業者となりますので、届出書を提出していただく必要があります。

- 新たに課税売上高が1,000万円を超える方→「消費税課税事業者届出書」を速やかに納税地の所轄税務署長に提出してください。
- また、平成20年1月から帳簿の記載や請求書等の保存が必要となります。
- 課税売上高が5,000万円以下の方→「簡易課税制度」を選択することができます。この制度を選択される場合、平成19年12月末までに「消費税簡易課税制度選択届出書」の提出が必要です。

平成18年分の消費税課税事業者の方へ

平成18年分の課税売上高が1,000万円以下となる場合、

- ①平成18年分の消費税の確定申告は必要です。
- ②平成20年分の消費税については課税事業者ではなくなりますので、消費税の「納税義務者でなくなった旨の届出書」を提出してください。

（注）「課税事業者選択届出書」を提出されている方は上記②については該当しません。

消費税説明会－武生税務署開催－

■日時 2月15日(木) ■場所 武生商工会館(越前市塚町101)
9:30～11:30 簡易課税、13:30～15:30 一般課税



自分で書いてお早めに！！

■問合せ 武生税務署 Tel.22-0890 / 町民税務課 ☎47・8014

お願いします。

確定申告期間中、税務署および申告相談会場は、大変混雑します。
会場へ出向いて申告する時は、**農業所得の収支計算、医療費控除の支払額の合計**などは、事前にご自分で計算しておいてください。

平成18年分の確定申告で初めてe-Taxをご利用の方へ



e-Taxをご利用される場合は事前準備が必要です。お早めに、開始届出書を提出してください。
所得税の申告に利用 2月中旬ごろまで。
消費税の申告に利用 3月上旬ごろまで。

平成18年分の所得税の確定申告における主な税制改正事項

- 定率減税の改正
定率減税の額が、所得税額の10%相当額となり、最高限度額は12万5千円に変更となりました。（改正前：所得税額の20%相当額、最高限度額25万円）
- 寄付金控除の改正
寄付金控除の適用下限額が5千円に変更となりました。（改正前：1万円）
- 政党等寄付金特別控除の改正
政党等寄付金特別控除の適用下限額が5千円に変更となりました。（改正前：1万円）

公的年金を受給されている方へ

国民年金や厚生年金などの公的年金を受給されたときは、雑所得になります。「公的年金等の源泉徴収票」に源泉徴収税額がある場合は、確定申告で清算することになります。「公的年金等の源泉徴収票」に源泉徴収税額がない場合であっても、公的年金の雑所得と公的年金以外の所得とを合計した所得金額が、扶養控除や基礎控除などの所得控除の合計額を超える場合には、確定申告を行う必要があります。

公的年金受給説明会－武生税務署開催－

■日時 2月13日(火)、2月14日(水) (9:30～15:30)
■場所 越前市文化センター



税務署からのお願い

申告書(控)に税務署受付印の押印が必要な方(事業所等)へ

- ①申告書を郵送等で提出される場合→申告書(控)及び切手を貼り付けた返信用封筒を同封して提出してください。
- ②直接税務署に申告書を提出される場合→申告書と申告書(控)を受付窓口で担当者に提出してください。申告書(控)に税務署受付印の押印が必要な方(事業所等)は、上記の手続きを確実にお願いします。
※国税電子申告・納税システム(e-Tax)で申告された場合、当町ではその受信通知をもって税務署受付印と同様に扱います。

申告書の作成と申告は、インターネットでできます

e-Tax(イータックス: 国税電子申告・納税システム)ってご存知ですか？

e-Taxとはインターネットを利用して自宅やオフィスから申告、納税及び各種申請・届出ができる便利なシステムです。

平成18年分の確定申告からは…

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」の画面上で作成した申告データを、e-Taxで税務署へ送信(電子申告)できます。

- e-Taxの利用開始の手続き <http://www.e-tax.nta.go.jp> にアクセス!
- 「確定申告書等作成コーナー」 <http://www.nta.go.jp> にアクセス!